

## 「リンギスティックアドバイザー業務の委託」に関する公告

法務省法務総合研究所  
令和8年1月14日

「リンギスティックアドバイザー業務」を委託するに際し、最も適した者を選定するため、下記のとおり企画案等を募集する。

### 記

#### 1 企画案等の募集

本企画案等の募集は、法務省大臣官房国際課（以下「国際課」という。）、同省保護局（以下「保護局」という。）、同省訟務局（以下「訟務局」という。）及び国連アジア極東犯罪防止研修所（同省法務総合研究所国際連合研修協力部）（以下「アジ研」という。）におけるリンギスティックアドバイザー業務の委託先として最も適した者を選定するために実施する。

選定は、提出された企画案等の評価に基づいて行う。企画案等の作成・提出等に関する詳細は、5の説明会において説明する。

#### 2 主要な業務内容

英語を用いて、主として次に掲げる業務を行うこと。

##### (1) 国際課

ア 国際連合等国際機関への報告書及び連絡文書等に用いられる英文の検討、校正及び語学上の助言

イ 各国政府機関・研究機関等との連絡調整及び招待・御礼等における文書に用いられる英文の検討、校正及び語学上の助言

ウ 国際会議提出資料、スピーチ及びプレゼン原稿等に用いられる英文の検討、校正及び語学上の助言

エ 法務省のホームページ等に用いられる英文の検討、校正、編集及び語学上の助言

オ 国際課が参加する会議に関する資料に用いられる英文の検討、校正及び語学上の助言（会議等への出席を含む。）

カ 法務省の広報資料に用いられる英文の検討、校正及び語学上の助言

キ その他、国際課長等が指示する文書等に用いられる英文の検討、校正及び語学上の助言

##### (2) 保護局

ア 各国政府機関及びその他関係機関との連絡調整及び招待・御礼等における文書に用いられる英文の検討、校正及び語学上の助言

イ 国際会議提出資料、スピーチ及びプレゼン原稿並びに報告書等に用いられる英文の検討、校正及び語学上の助言

ウ 法務省のホームページその他広報等に用いられる英文の検討、校正及び語学上の助言

エ 法務省の広報資料に用いられる英文の検討、校正及び語学上の助言

オ その他、保護局長等が指示する文書等に用いられる英文の検討、校正及び語学上の助言

##### (3) 訟務局

国際訴訟等における関連文書等に用いられる英文の検討、校正及び語学上の助言

(4) アジ研

ア 国際連合への報告書及び連絡文書等に用いられる英文の検討、校正及び語学上の助言

イ 各国政府機関・研究機関等からの照会に対する回答文書に用いられる英文の検討、校正及び語学上の助言

ウ 各国政府機関等に対する照会文書に用いられる英文の検討、校正及び語学上の助言

エ 国際会議提出資料及び会議経過報告書に用いられる英文の検討、校正及び語学上の助言（会議等への出席を含む。）

オ アジ研が発行するリソースマテリアルシリーズ及びニュースレター並びにホームページに用いられる英文の検討、校正、編集及び語学上の助言

カ アジ研が実施する研修等に必要な英文の検討、校正及び語学上の助言

キ アジ研が実施及び参加する会議等への出席並びに当該会議等で使用する英文・英語の検討、校正及び語学上の助言

ク その他、アジ研所長が指示する文書等に用いられる英文及び英語による発表・発言内容等の検討、校正及び語学上の助言

3 企画案の内容

5 の説明会において説明する内容を参考にして、2 の業務を適切かつ効果的に行う方法等に関する内容を記載したもの（全て英文で作成すること。）。

4 企画案等の募集に参加する者に必要な資格等

次の要件の全てを満たす者であること。

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 業務により知り得た事項を他に漏らさないこと。

なお、業務終了後においても同様とする。

(4) 英語を母語とする者であること。

(5) 日本国籍を有していない場合、日本国に適法に在留していること。

(6) 法律学若しくは刑事司法に関連する分野の学位（大学以上）を有する者、法曹資格を有する者又はこれらと同等の能力を有する者であること。

(7) 5 の企画案の募集に関する説明会及び第1次審査に参加し、同審査のための英文添削資料を提出すること。

(8) 契約期間は、令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）までとし、この期間、原則として平日の午前8時30分から午後6時15分までのうち7時間45分（ただし、原則として正午から午後1時までは業務を要しない。なお、当事者間で別途協議した20日間を除く。）、アジ研所長が指定する場所（原則としてアジ研とするが、アジ研所長が別途アジ研以外の場所での勤務を指示した場合又は別途協議の上、テレワークを実施する場合は、この限りでない。）において業務を行うことができる。

5 企画案の募集に関する説明会及び第1次審査（試験）

(1) 開催日時 令和8年2月13日（金）午後5時

(2) 開催場所 〒196-8570 東京都昭島市もくせいの杜2-1-18

国際法務総合センター 国際棟

法務省法務総合研究所国際連合研修協力部

(国連アジア極東犯罪防止研修所)

電話 042-500-5150 (担当 福井、長谷)

(3) 内容

ア 企画案の募集に関する説明会について

(ア) 募集参加要領の配布・説明

(イ) 必要な資格等の説明

(ウ) 日程等の説明

イ 第1次審査（試験）について

当日席上配布される英文（例文）の添削

(4) 注意事項

ア 5(3)イの英文の添削（試験）、資格審査及び企画案の審査を併せて第1次審査とし、一定基準に達した者に対し、第2次審査として個別面接審査を行う。

イ 企画案の募集に関する説明会及び第1次審査（試験）に参加しない者については、本件企画競争に参加することはできない。

ウ 企画案の募集に関する説明会及び第1次審査（試験）への参加を希望する者は、令和8年2月12日（木）午後5時までに別紙「参加申込票」及び「履歴書」を5(2)に郵送等又は電子メール〔宛先：kokusaijimu\_keiri@moj.go.jp〕にて提出すること（郵送等により提出する場合には、書留郵便等発送日等が調査可能な方法により提出期限までに必着するよう送付すること。電子メールの場合は、必ず送信後に電話連絡し、受信確認を行うこと。）。

6 企画案の提出期限等

(1) 提出期限 令和8年2月24日（火）正午

(2) 提出場所 5(2)と同じ。

(3) 提出方法 持参又は郵送等（郵送等により書類等を提出する場合は、封筒に「「リンクギ  
スティックアドバイザ業務の委託」に関する書類在中」と朱書きし、書留  
郵便等発送日等が調査可能な方法により提出期限までに必着するよう送付す  
ること。）、若しくは、電子メール〔宛先：kokusaijimu\_keiri@moj.go.jp〕にて  
提出すること。

なお、電子メールによる場合は、必ず送信後に電話連絡し、受信確認を行  
うこと。

〒196-8570  
東京都昭島市もくせいの杜2-1-18  
国連アジア極東犯罪防止研修所  
(法務総合研究所国際連合研修協力部)

福井、長谷 行

### 参 加 申 込 票

(令和8年2月12日(木)午後5時までに届くように、電子メール又は郵送等で提出してください。)

令和8年2月13日(金)開催の「企画案の募集に関する説明会及び第1次審査(試験)」に参加します。

氏 名	
住 所	
在 留 資 格 (※)	
在留期間(満了日) (※)	
在留カード番号(※)	
電 話 番 号	

注1 履歴書も併せて提出してください。

注2 ※については、日本国籍を有していない方のみ記入してください。